

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～高圧活線近接作業を行う際に絶縁用防具を装着させなかった疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和7年10月23日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

王子製紙株式会社ほか1名

（所在地：東京都中央区銀座 事業内容：パルプ・紙・紙加工品製造業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第3号

労働安全衛生規則第342条第1項（高圧活線近接作業）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和7年6月23日、王子製紙株式会社春日井工場において、同社の労働者（31歳）が交流3,300ボルトの電圧がかかっている通電状態の電路の近くで、別の通電状態ではない電路の碍子の清掃作業を行っていたところ、当該労働者が当該通電状態の電路に接触・感電し死亡する災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者が高圧の通電状態の電路に接触すること等により感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該電路に絶縁用防具を装着させなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、当該電路に絶縁用防具を装着させておらず、危険を防止するため必要な措置を講じていなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

○労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（略）

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

（第二号～第四号 略）

（罰則）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

（高圧活線近接作業）

第 342 条 事業者は、電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が高圧の充電電路に接触し、又は、当該充電電路に対して頭上距離が 30 センチメートル以内又は躯（く）側距離若しくは足下距離が 60 センチメートル以内に接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該充電電路に絶縁用防具を装着しなければならない。ただし、当該作業に従事する労働者に絶縁用保護具を着用させて作業を行なう場合において、当該絶縁用保護具を着用する身体の部分以外の部分が当該充電電路に接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

（第 2 項 略）